

建設現場の遠隔臨場に関する要領

(令和3年3月25日都市整備局長決裁)

(目的)

第1条 本要領は、仙台市が発注する公共工事の建設現場において、現地での確認（段階確認、材料確認、立会等）を必要とする作業に、モバイル端末等（タブレット、スマートフォン、ウェアラブルカメラ、パソコン等）による映像と音声の双方向通信を用いた監督職員の臨場（以下、「遠隔臨場」という。）を適用し、受注者及び発注者の業務効率化等を図るため必要な事項を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 本要領は、原則として全ての工事を対象とし、受発注者いずれかの発議による協議を行ったうえ、受注者が希望する工事に適用する。

(機器等の手配及び運用)

第3条 遠隔臨場に使用するモバイル端末等、通信環境、アプリケーション、その他周辺機器（以下、「機器等」という。）の手配及び運用については、次のとおりとする。

(1) 手配及び運用

受注者が使用する機器等は受注者が手配、運用し、発注者が使用する機器等は発注者が手配、運用することを基本とする。

(2) 費用の負担

前号の手配及び運用に要する費用は、受発注者それぞれの負担とする。

(実施方法及び内容)

第4条 遠隔臨場の実施方法及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 事前打合せ

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、遠隔臨場の対象とする作業等（工種、確認する項目、内容等）、使用する機器等の仕様、実施の記録方法等について監督職員と打合せを行うこと。なお、遠隔臨場の対象とする作業等は、建設現場より配信された映像から、監督職員が必要とする情報を、直接読み取れるものに限る。

(2) 機器等・通信状況の確認

受注者及び監督職員は、現地確認等が支障なく適正に行えるよう、手配した機器等及び双方向通信の状況について事前の確認を行うこと。

(3) 施工計画書の提出

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書に確認事項、時期、内容及び仕様等を記載し、提出すること。

(4) 遠隔臨場の実施

ア 受注者は、現地確認等に必要な資料（出来型管理図表等）を、事前に監督職員に提出すること。

イ 受注者は、近接撮影を行う前に現地確認等を行う位置や現場の状況を撮影、配信し、監督職員はこれを確認すること。

ウ 受注者は、「工事件名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」及び「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示すること。

- エ 受注者は、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員確認を得ること。また、終了時には監督職員に実施結果の確認を得ること。
- オ 受注者は、当該臨場を遠隔臨場により実施した旨を、工事書類に記録すること。
- カ 監督職員は、遠隔臨場により十分な情報を得ることができなかつたと判断した場合は、受注者にその旨を伝え、当該臨場を現地での臨場により実施することができる。

(5) 映像と音声の記録

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を記録する必要はないが、記録する場合には、事前に監督職員及び被撮影者の承諾を得ること。

(留意事項)

第5条 本要領の適用に際しては、以下に留意すること。

(1) 撮影における留意事項

- ア 受注者は、被撮影者である当該建設現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- イ モバイル端末等を作業員に所持させて長時間撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。
- ウ 受注者は、建設現場以外ができる限り映り込まないように留意すること。
- エ 受注者は、公的でない建物の内部等見られることが予定されていない場所が映り込み、人物が映っている場合は、人物の特定ができないように留意すること。

(2) 効果の検証

受注者及び監督職員は、遠隔臨場の効果の検証及び課題の抽出等についてアンケート調査等による依頼があった場合は協力すること。

(雑則)

第6条 本要領に記載されていない事項については、必要に応じ受発注者間の協議により定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。